

法定任務Ⅰ 金融機能の安定

基本目標Ⅰ－２ 金融システムの安定が確保されていること

重点目標	I－２－（１） 金融機関システムの安定が確保されていること
	政 策 I－２－（１）－① システムリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備
重点目標	I－２－（２） 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等
	政 策 I－２－（２）－① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 I－２－（２）－② 新興市場国の金融当局への技術支援

【評価結果の概要】

システムリスクの未然防止の観点から、預金保険制度の周知及び情報提供の浸透に取り組んだ結果、平成 18 年のアンケート調査では前年と比較して認知度が向上するなど、相当程度、本制度の周知が図られてきたと考えています。預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関については、経営健全化計画等をもとに適切なフォローアップを実施しており、着実な成果が現れていると考えています。また、円滑な破綻処理のための態勢整備を図る一環として、名寄せデータの精度の維持・向上について、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、データベースの整備状況を厳正に検証し、問題点を指摘することを通じて名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

我が国の金融システム及び国際金融システムの安定に資する観点からは、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種国際フォーラム等の作業に積極的に参加し、各基準等の策定に積極的に取り組んだほか、ニーズに応じた金融行政研修事業を実施することにより、新興市場国の金融当局への技術支援を通じた能力向上、さらには我が国との連携強化に寄与したものと考えています。